

栄福第668号
令和4年1月26日

みなみ栄保育園に園児が在園する保護者の勤務先事業主の皆様

栄町長 岡田 正市



臨時休園期間の決定及び臨時休園に伴うご配慮のお願いについて
日頃より、本町の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、この度、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことから、みなみ栄保育園を令和4年1月19日（水）から臨時休園としておりましたが、臨時休園期間を下記のとおり決定しました。
事業主の皆様方におかれましては、このような状況をご勘案いただき、みなみ栄保育園に在園する園児の保護者の勤務について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。
なお、今後の感染状況によっては、期間延長となる場合も想定されますので、その際には再度ご連絡させていただきます。

記

臨時休園期間

- ① 0・1・3・5歳児クラス
令和4年1月19日（水）から令和4年1月22日（土）まで
- ② 4歳児クラス
令和4年1月19日（水）から令和4年1月27日（木）まで
- ③ 2歳児クラス
令和4年1月19日（水）から令和4年1月28日（金）まで